

公共施設の拠点化等に関する方針

1 目的

この方針は、津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）に定める「地域拠点の構築」の推進に当たって、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するため、拠点化施設に対して政策目的施設の機能を集約化及び複合化していくこと等に関して、基本的な考え方を定めるものです。（施設の分類は「公共施設再編の基本的な考え方」4参照）

2 施設整備や管理運営の考え方

(1) 拠点化施設

拠点化施設は、周辺施設のうち政策目的施設の機能を複合化し、又は集約化する受け皿として、活用を図っていきます。

(2) 周辺施設

ア 政策目的施設

政策目的施設は、原則として大規模改修や建て替え等の必要が生じた時点で、その機能については、拠点化施設への集約化及び複合化を図ります。

また、その施設については、処分対象施設として位置付けを変更します。

イ 特定利用施設

主な利用者が地域住民に特定されることから、原則として別に定める「特定利用施設の貸付及び譲渡に関する方針」に基づき地域に貸与及び譲渡を進めることとします。

貸与及び譲渡ができない場合に限り、「特定利用施設の耐用年数までの使い切りに関する方針」に基づき、耐用年数まで使い切った後に廃止します。

ウ 処分対象施設

別に定める「処分対象施設及び未利用施設の除却、転用、売却及び貸付に関する方針」に基づき、再編を進めます。